

令和6年7月

保護者様

津市教育委員会

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について（通知）

熱中症対策につきましては、各ご家庭においてご対応いただき、ありがとうございます。

さて、令和6年4月より、国から「熱中症特別警戒アラート」が発表されることになりました。

「熱中症特別警戒アラート」は、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合において、前日の午後2時頃に当該地域自治体に発表され、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがあるとされています。

このことを踏まえ、本市においては、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合の対応を裏面のとおりに実施することといたしますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、「臨時休業」となった場合、放課後児童クラブにつきましては、気象に関する警報発令時等の対応と同様「閉所」となりますので、放課後児童クラブをご利用いただいている保護者様におかれましては、併せてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

※ 熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートは別のものです。

熱中症警戒アラート発表では、臨時休業とはなりませんのでご注意ください。

津市教育委員会事務局
学校教育部 教育研究支援課
生徒指導・保健担当

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

午後2時頃の段階で、熱中症特別警戒アラート（県内全ての観測地点で翌日の暑さ指数（WBGT）の最高値が3.5以上になると予想）が発表された場合は、翌日の対応は以下の通りとします。

その際には、各校・園より各ご家庭に向け、メール等でお知らせします。

- (1) 原則として、「臨時休業」とする。
- (2) 「熱中症特別警戒アラート」発表地域内で実施する校外学習等の各種行事について、原則として、中止・延期とする。

「熱中症特別警戒アラート」が発表されていない場合、津市の観測地点で暑さ指数（WBGT）3.5以上が予想される場合や、活動場所での実測で暑さ指数（WBGT）3.5以上となった場合でも「臨時休業」とはせず、細心の注意を払いつつ、熱中症予防行動（こまめに水分・塩分補給、いつもより多めに休憩を取る、直射日光を避ける等）を実施する。

下校時や放課後の部活動等の活動開始時に、暑さ指数（WBGT）3.3以上である場合は、児童生徒等を校舎内の空調設備のある教室等に待機させ、保護者等にメール配信等で現状を伝えるとともに、活動を中止する、下校時間を遅らせる等の措置を行う。

<参考>

熱中症予防情報サイト（環境省）の津市における暑さ指数（WBGT）[通常の暑さ指数]の実況と予測については、以下のサイトでご確認ください。

【熱中症予防情報サイト（環境省）】

暑さ指数（WBGT）の「津」の実況と予測

<https://www.wbgt.env.go.jp>

※暑さ指数（WBGT）とは、人体と外気とのやりとり（熱収支）に着目した指数で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射などの周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。